

ドイツ語学院ハイデルベルク申込約款

受講申込者（以下受講者という）は、受講申込書（以下申込書という）及び本約款を承諾の上、ドイツ語学院ハイデルベルク（以下本校という）に対し、本校が提供する講座プログラム（以下講座という）に申し込み、受講者がこれを承諾する場合において、特定商取引に関する法律（以下法という）に基づく契約が成立します

<登録手続き>

本校の講座を初めて受講する方は受講登録手続きのために登録料の支払いが必要です。なお登録料は原則返金できません。登録手続き後お渡しする登録証は、講座申込時に必ずご提示ください。登録証は他人に貸与、譲渡することはできません。また登録証を紛失した場合は再交付を申し出てください：再交付手数料1,000円＋税。休学期間が2年(8学期)以上続いた後に講座を受講する場合は、再登録のために再登録料（再登録時の登録料の60%）が必要となります。

<受講申込と講座開講の決定>

本校が申込書を受領した日を申込日とし、所定金額の入金確認をもって正式な申し込みとなり席が確保されます。受講優先順位については別途定めます。受講講座の契約期間は、申込書に記入された期間となります。受講講座を変更または追加する場合は、申込講座毎に申込書を提出してください。

講座は開講日の1週間前までにお申し込みください。受講を希望する講座が定員に満たない場合は、講座が不成立になる、または授業時間や日程を変更する場合があります。講座の不成立は遅くとも開講2日前までに確定し、すでに申込済みの受講生には速やかにご通知いただいた連絡先宛にお知らせします。

<受講申込者の通知責任>

受講者は氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの個人情報を正しく本校に伝え、変更が生じた場合はその旨を速やかに通知してください。本校では本校の「個人情報保護に関する方針」に基づきこれらを管理し、ご通知いただいた連絡先宛に教材等の発送、伝達事項の連絡、緊急時の対応を行います。情報が不正確であったために、受講者に不利益が生じた場合、本校では責任を負いません。

<受講料の支払>

受講料は申込書に記載された金額、方法により定められた期日までに支払うこととします。特に明示した場合を除き、受講料には教材費は含まれません。教材費は原則現金でのお支払いとなります。

継続割引などの期限付きの料金割引が適用される場合でも、その期限までにご入金確認ができない場合、割引は適用されません。受講期間が経過してしまった講座は、未受講分であっても受講料は返金されず、未払い分がある場合はこれをお支払いいただきます。本校の事情により講座が開講されなかった場合は、対象講座についてお支払いいただいた受講料は全額返金されます。

<申込み済み講座の解約及び繰越>

受講者は以下の場合にのみ申込みを解除することができます。

役務提供期間（受講期間）が2か月以上でかつ契約総額が5万円以上の場合、申込日からその日を含む8日以内は、クーリング・オフ（契約解除）ができます。解約申出は、受講料・テキスト代それぞれ書面の提示により行ってください。この場合、本校は受講者に解約手数料を請求せず、全ての納入金を返還します。クーリング・オフ期間経過後の場合は、開講前であれば解約手数料¥15,000-が受講料全体から差し引かれて返金されます。開講後の中途解約の場合は、既に経過した受講料（当学院規定に基づく受講済受講料）と、解約手数料として5万円又は契約残額の20%いずれか低い額が受講料全体から差し引かれて返金されます。（銀行口座振込の場合、振込手数料は受講者負担）

前項に該当しない場合は書面で申し出ることにより、以下に定めた繰越手数料を支払い、受講料の残額を繰越することができます。（残額算出規定有）なおこの場合においても登録料は返還しないものとします。2018年4月以降の繰越手数料：¥5,000＋税

- 繰越の手続き - 講座不成立以外の理由の場合は、繰越申請用紙に医師の診断書、転居届、雇用者の証明書等休学の事由を証明する書類を添付し、登録証と共に本校に提出してください。（繰越の仮受付はお電話でも受け付けます）休学の事由を証明する書類がない場合は、繰越金が減額となります（繰越規定により算出）。
- 繰越有効期間 - 繰越有効期間は繰越開始から2年後の繰越をした学期と同一学期までとなります。繰越有効期間内に繰越金の一部を使用した場合はその学期からさらに2年間繰越有効期間が延長されます。繰越期間の合計は最大4年間としこれを超えることはできません。
- 繰越金の使用 - 有効期間内に講座（個人レッスンを含む）の受講料としてお使いいただけます。講座申込手続の際に、繰越処理後にお渡しする「繰越金のお知らせ」をご提示ください。繰越金は繰越をした本人に限りご使用いただけます。

<講座の振替>

総合会話クラス及び特に定める講座に在籍の方が、止むを得ない理由で授業を欠席する場合は、同一内容を行う講座がある場合に限り3回まで振替授業が受けられます。詳細は別紙をご覧ください。

<講座の変更（クラス変更）>

受講中の講座のレベルが合わない等の止むを得ない理由がある時には、同一学期内に限り受講講座のクラス変更を承ります。（但し、満員の講座への変更はできません）

- クラス変更は1回に限り無料です。
- 2回目以降の変更にはその都度手数料¥1,000円＋税が必要となります。
- 受講料に差額がある場合は、差額をお支払いいただきます。なお元の講座の受講料が変更後の受講料よりも高い場合は、受講日数から算出した差額を繰越金（繰越手続きおよび手数料不要）としてご使用いただけます。不成立による場合を除きクラス変更で生ずる差額の返金は承れません。

<休講・補講・欠席>

- 日曜・祝祭日及び特に定められた期間（春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・秋休み・年末年始）は休講となります。但し、短期集中コースなど一部の講座は休講期間中も授業を行う場合があります。また祝日であっても授業を行う場合があります。
- 本校は戦争、暴動、自然災害、交通機関の不通、伝染病の蔓延など不可抗力による授業の休講、遅滞、変更、中断もしくは廃止など、講座に関して発生した受講者の損害について責任を負わないものとします。また成年・未成年を問わず受講者の無断欠席について、本校は連絡義務を負わないものとします。これら該当講座については補講および受講料の返還は行われません。

- 担当講師が急病などで授業を行えない場合、代講または休講することがあります。休講の場合には、原則として同一学期内に補講を行います。

<受講制限>

本校は以下の場合、受講者に対して本人の意思にかかわらず受講制限をすることができるものとします。またその分の補講は実施しないものとします。

- 受講者がインフルエンザなど伝染病にかかっていると思われる場合
- 飲酒などで通常の受講が困難と判断される場合
- 授業の進行を妨害するなど、他の受講者に著しく迷惑のかかる態度が認められた場合

<講師の変更などその他注意事項>

- 講師名が明示されていない講座の担当講師は開講直前に決定されます。
- すでに決定済の講座においても、やむを得ない理由により講師や講座内容が変更になることがあります。
- 受講者は、講座で提供される本校オリジナルの教材について、複製・改変または第三者への貸与・譲渡などはできません。授業内容の録音・録画も担当講師の許可がある場合を除き原則としてご遠慮いただきます。

<合意管轄>

本約款の内容について、疑問が生じた場合、その他約款に関して紛争が生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。変更があった場合、本校は学内に掲示をすることにより受講者にその旨通達します。受講者は本約款に同意の上、講座に申込みをするものとします。

ドイツ語学院ハイデルベルク 2018-4-1（改定）

約款への同意と署名	申込約款を承諾の上、下記にご署名ください。
約款に同意し、別紙申込書の講座に申し込みます。	
本人ご署名	年 月 日
未成年（20歳未満）者は、保護者の同意が必要です。	
保護者署名欄	